

一般用

公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書（令和3年分）記入要領

令和3年中に支払われる年金額が80万円（65歳未満の方は108万円）以上の方に、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和3年分）」をお送り致します。

当該申告書は、令和3年中に国民年金基金または国民年金基金連合会から支払われる年金の税金計算の基礎となるものですので、この記入要領をよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、同封の返信用封筒に切手を貼ってご提出ください。（普通郵便の場合は84円です。）

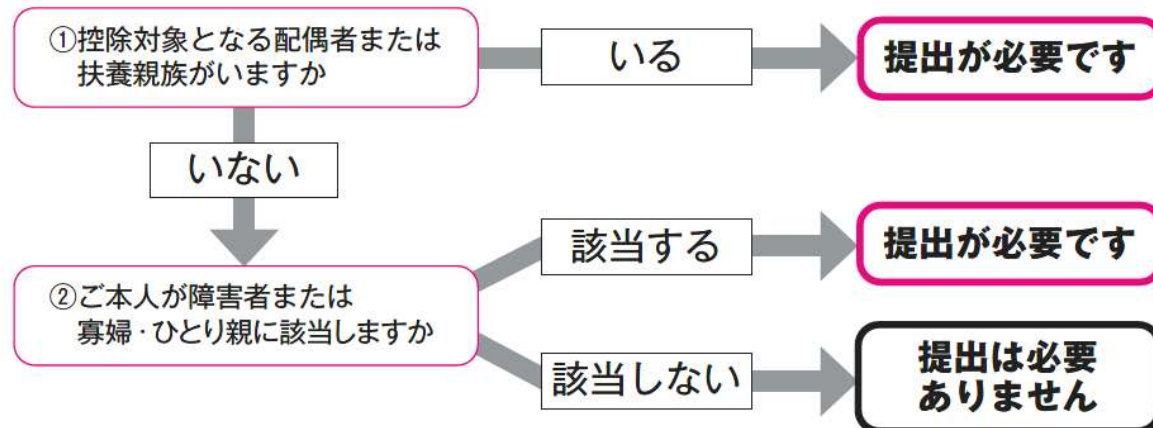
提出期限：令和2年12月15日（火）

【大切なお知らせ】

控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、ご本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しなければ、申告書の提出は必要ありません。

※ 扶養親族等がある場合や、受給者本人の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けるとある場合は、提出する必要があります。

以下のチャートをご参照ください。



提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません。（復興特別所得税を含む。）

扶養親族等がある場合や、受給者本人の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けるとある場合には、必ずご提出ください。（前年と申告内容に変更がない場合であっても必ずご提出ください。）

提出する必要のある方は、提出期限を過ぎてしまった場合でも速やかにご提出ください。

詳しくはこの記入要領をご覧ください。

【参考】給与所得控除額

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

※例えば、配偶者の所得が給与（パート等）だけの場合、給与収入見込額が150万円以下の方は、給与所得控除額が55万円あるため、所得額は95万円以下となりますので、源泉控除対象配偶者となります。（受給者本人の所得額が900万円以下の場合に限ります。）

【参考】所得金額調整控除額

次に掲げる方が対象となります。

該当要件（居住者のみ）	所得金額調整控除額
給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者に該当する場合 ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 ・23歳未満の扶養親族がいる場合	(給与の収入金額 - 850万円) × 10% (※1)
公的年金等所得（C）と給与所得（D）があり、合計した所得額が10万円を超える方	(C) + (D) - 10万円 (※2)

(※1) 15万円が限度となります。また、給与収入金額が850万円を超えていない場合は対象外です。

(※2) (C) 及び (D) の金額は、それぞれ10万円が限度となります。

IV 注意事項

- 次の方は、今回「扶養親族等申告書」を提出された場合であっても、税務署に確定申告することになります。
 - ・その他の公的年金等をもらっている方
 - ・年金以外に収入（給与等）がある方
 - ・医療費控除や生命保険料控除等を受ける方
 - ・扶養親族が増えるなど、申告した「扶養親族等申告書」の内容に令和3年の途中で変更が生じた方 等※その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。（住民税の申告が必要な場合があります。）
- 公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。国民年金基金（または国民年金基金連合会）からの年金以外に、国からの年金など複数の所得がある場合で、複数の「扶養親族等申告書」を提出し、同じ控除をそれぞれに申告した場合、確定申告において、税金を追加徴収されることがありますのでご注意ください。
- 同一人物が複数の方（または複数の所得）の扶養親族等申告の対象にはなれませんのでご注意ください。
- 扶養親族等の状況の各欄に記入しきれない場合には、便箋などに記入し、この「扶養親族等申告書」と一緒に封筒で提出してください。なお、その際は、受給者の方の国民年金基金年金証書記号番号、氏名、生年月日も併せて記入してください。
- ご提出がない場合は、扶養している方がおらず、受給者本人分の控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受けないものとして扱われます。
- ご提出がない場合も、ご提出がある場合と同様、5.105%の税率となります。（復興特別所得税を含む。）
- 万一ご提出が遅れ、所得税が納め過ぎとなった場合は、確定申告で調整をしていただくことになります。
- 記載内容について後日確認のご連絡をする場合があります。

提出先・お問い合わせ先

『受給者本人』欄

① 「住所・氏名・生年月日・電話番号」欄について

住所・氏名・生年月日・電話番号をご確認ください。
 予め印刷されている内容に誤りがある場合は、二重線で消して正しい内容に訂正してください。(訂正印は必要ありません。)

④ 「所得見積額」欄の記入について

7ページ目と8ページ目の「Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法」をご覧のうえ、受給者本人の令和3年分の所得見積額を算出し、900万円超の場合には、“1:900万円超”を○で囲んでください。(900万円以下の場合には、記入は必要ありません。)

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。(6ページ目の「◆扶養配偶者の範囲」についてを参照)

② 「本人障害」欄の記入について

●受給者本人が障害者に該当しない場合は、記入は必要ありません。

●受給者本人が障害者に該当する場合は6ページ目の「◆「障害」の区分について」をご覧のうえ、“1：普通障害”か“2：特別障害”のいずれかを○で囲んでください。

※また、「摘要」欄に、氏名・身体障害者手帳等の種類(名称は正しくご記入ください)と交付年月日・障害の程度(等級など)を記入してください。
 この場合、障害の程度を示す書類の提出は必要ありません。

③ 「署名欄」の記入について

必ず署名してください。
 「署名欄」に受給者本人が署名する場合、押印は必要ありません。

※扶養しているが、控除対象者として届出をしない方がいるときは、その者の氏名・続柄等を、申告書の※「摘要」欄に記入してください。

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(令和3年分) 支払者 ○○国民年金基金理事長

1	受給者本人	住所	東京都港区六本木6-1-21		
		氏名	基金 太郎	電話番号	○○-○○○○-○○○○
		生年月日	昭和25年4月20日	年金証書記号番号	○○○○-○○○○
2	本人障害	1:普通障害 ②特別障害	寡婦ひとり親	1:寡婦 ②ひとり親	所得見積額 1:900万円超

扶養親族等の状況 下記の扶養親族等の状況欄を記入してください。 必ず記入要領をご確認の上算出してください。

区分	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	障害	別居 非居住	所得見積額	扶養親族等の個人番号
扶養配偶者(*)	基金 一郎 (キキン イチロウ)	夫・妻	昭和61年1月1日	①普 ②特		0万円	登録済
	基金 二郎 (キキン ジロウ)	父	昭和5年1月1日	1:普 ②特	○	0万円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 X X X
扶養親族				1:普 ②特		万円	
				1:普 ②特		万円	
				1:普 ②特		万円	
				1:普 ②特		万円	
				1:普 ②特		万円	
				1:普 ②特		万円	

(*)扶養配偶者欄は源泉控除対象配偶者または同一生計配偶者(普通障害者、特別障害者)の場合に記入してください。

※ 基金 太郎：身体障害者手帳 1級 平成30年4月1日手帳交付
 基金 一郎：精神障害者保健福祉手帳 3級 平成30年5月1日手帳交付
 基金 二郎 住所：東京都港区六本木6-1-61
 「ひとり親」に該当：配偶者と死別、子・基金一郎の所得金額0円、本人の所得金額300万円

令和2年○月×日提出

3 (受給者本人が自ら署名する場合は、押印は不要です)
 署名欄 基金 太郎

⑤ 「寡婦ひとり親」欄の記入について

●受給者本人が寡婦・ひとり親に該当しない場合は、記入は必要ありません。

●受給者本人が寡婦・ひとり親に該当する場合は、7ページ目の「◆「寡婦・ひとり親」とは」をご覧のうえ“1:寡婦”・“2:ひとり親”のいずれかを○で囲んでください。

※また、「摘要」欄に、下記“「寡婦・ひとり親」の記入すべき事項について”をご覧のうえ記入してください。
 この場合、寡婦・ひとり親の事実を示す書類の提出は必要ありません。

「寡婦・ひとり親」の記入すべき事項について(※「摘要」欄に記入)

“1:寡婦”に○をした場合
 ・死別・離婚・生死不明の別
 ・扶養親族がいる場合は、その氏名及び令和3年中の所得見積額
 ・受給者本人の令和3年中の所得見積額
 (500万円を超える所得がある方は対象になりません。)

“2:ひとり親”に○をした場合
 ・死別・離婚・生死不明・未婚の別
 ・年間所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子の氏名及び令和3年中の所得見積額
 ・受給者本人の令和3年中の所得見積額
 (500万円を超える所得がある方は対象になりません。)

【記入例】

“2:ひとり親”に○をした場合
 ※「摘要」欄に記入
 配偶者と死別、子・基金 一郎
 子の所得金額0円、
 本人の所得金額300万円

『扶養親族等の状況』欄

⑥ 「扶養配偶者」欄及び「扶養親族」欄の記入について

扶養配偶者及び扶養親族の対象とした方について次の事項を記入してください。

- ・氏名（フリガナ）
- ・続柄
- ・生年月日
- ・障害の区分（障害者に該当しない場合、記入は必要ありません。）
- ・居住状態
- ・所得見積額
- ・個人番号（マイナンバー）

なお、前年に扶養親族等の氏名等を記入した申告書を提出いただいた方については、予め印字しておりますが、フリガナ・続柄・障害の区分・居住状態・所得見積額等の事項を記入してください。

その方が令和3年については控除対象とならない場合は二重線で抹消してください。
（訂正印は必要ありません。）

⑦ 「障害」欄の記入について

- 障害者に該当しない場合には、記入は必要ありません。
- 障害者に該当する場合は6ページ目の「◆「障害」の区分について」をご覧ください。普通障害者に該当する場合には「1：普」、特別障害者に該当する場合には「2：特」を○で囲んでください。

※また、「摘要」欄に障害に該当する方の、氏名・身体障害者手帳等の種類（名称は正しくご記入ください）と交付年月日・障害の程度（等級など）を記入してください。

この場合、障害の程度を示す書類の提出は必要ありません。

⑧ 「別居」欄の記入について

扶養配偶者及び扶養親族が別居している場合には「別居」欄に○を記入していただくとともに、※「摘要」欄に、該当される方の氏名及び住所を記入してください。

⑨ 「非居住」欄の記入について

日本国外に居住している場合には「非居住」欄に○を記入いただくとともに、親族関係書類（次のaまたはb）のいずれかを添付してください。

- a 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- b 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限り。）

⑩ 「所得見積額」欄の記入について

- 7ページ目と8ページ目の「Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法」をご覧ください。扶養配偶者及び扶養親族の令和3年分の所得見積額を算出し、必ず記入してください。

「収入金額＝所得見積額」ではありません。所得金額の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

- 年間の所得見積額が、扶養配偶者は95万円・扶養親族は48万円を超える場合は「扶養親族等の状況」欄にご記入いただいても控除対象となりませんのでご注意ください。

⑪ 「扶養親族等の個人番号」欄の記入について

- 所得税法施行規則第77条の4の規定により個人番号（マイナンバー）を記入してください。番号を確認するための書類の添付は不要です。記入がない場合であっても扶養親族等申告書の受付は行います。

分) 支払者 ○○国民年金基金理事長

電話番号	○○-○○○○-○○○○
年金証書記号番号	○○○○-○○○○○○○○

本人障害	1:普通障害 ②特別障害	寡婦ひとり親	1:寡婦 ②ひとり親	所得見積額	1:900万円超
------	--------------	--------	------------	-------	----------

〔扶養親族等の状況〕 下記の扶養親族等の状況欄を記入してください。

区分	氏名（フリガナ）	続柄	生年月日	障害	別居	非居住	所得見積額	扶養親族等の個人番号
扶養配偶者（※）	基金 一郎（キキン イチロウ）	夫・妻	昭和61年1月1日	①普 ②特			0万円	
扶養親族	基金 二郎（キキン ジロウ）	父	昭和5年1月1日	1:普 2:特	○		0万円	123456789101112
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	
				1:普 2:特			0万円	

（※）扶養配偶者欄は源泉控除対象配偶者または同一生計配偶者（普通障害者、特別障害者）の場合に記入してください。

※	基金 太郎：身体障害者手帳 1級 平成30年4月1日手帳交付 基金 一郎：精神障害者保健福祉手帳 3級 平成30年5月1日手帳交付 基金 二郎 住所：東京都港区六本木6-1-61 「ひとり親」に該当：配偶者と死別、子・基金一郎の所得金額0円、本人の所得金額300万円
---	--

令和2年○月×日提出

署名欄 基金 太郎

必ずご署名ください

同一生計内に所得者が2名以上いるときで、配偶者及び扶養親族を分けて控除する場合、今回提出される申告書の控除対象者とししない者について、※「摘要」欄にその者の氏名・受給者本人との続柄・住所（別居の場合）と、控除を受ける他の所得者の氏名・受給者本人との続柄・住所（別居の場合）を記入してください。

I 用語の説明

◆「扶養配偶者の範囲」について

受給者本人と生計を一にしている配偶者で所得のない方、または、令和3年中の所得金額が下表に該当する方のことです。（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。）
なお、婚姻届を提出していない方は対象となりませんのでご注意ください。

種類		受給者本人の所得	配偶者の所得（※1）	配偶者の年齢（※1）
①	源泉控除対象配偶者	900万円以下	95万円以下	要件なし
	老人控除対象配偶者	900万円以下	48万円以下	70歳以上
②	同一生計配偶者（※2）	900万円超	48万円以下	要件なし

- （※1）“Ⅱ 年齢の算出方法”と、“Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法”にて算出された金額を参照してください。
（※2）「同一生計配偶者」は、普通障害・特別障害の場合のみ申告書に記入してください。**（障害がない場合は控除対象外となります。）**
（※3）夫婦の双方がお互いに「源泉控除対象配偶者」控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。（「源泉控除対象配偶者」控除は、夫婦のいずれかの方しか適用できません。）

◆「扶養配偶者以外の扶養親族の範囲」について

扶養親族	受給者本人と生計を一にしている配偶者以外の親族で、所得のない方、または、令和3年中の所得金額の見積額が48万円以下で、 <u>青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない方または白色申告者の事業専従者でない方をいいます。</u>		
	控除対象扶養親族	一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満の方 及び 23歳以上70歳未満の方
		特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の方
		老人扶養親族	年齢が70歳以上の方
	年少扶養親族	扶養親族のうち年齢が16歳未満の方をいいます。ただし、普通障害・特別障害の場合のみ所得税の控除対象となり、障害のない方は住民税の非課税限度額を判定するために使用します。（※申告書「扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記入欄を兼ねているため、年少扶養親族も、申告書への記入をお願いいたします。）	

◆「障害」の区分について

障害者控除の対象となる人は、受給者本人または配偶者もしくは扶養親族の中で、下表の①～⑧に該当する方をいいます。障害者に該当するかどうかにについての詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方		重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA,A1,A2、愛の手帳の1～2度の方）
③	精神に障害がある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の、障害の程度が1級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2に定める特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、市町村長や福祉事務所長等から認定されている方	右の程度以外の方	① ② ④ の特別障害者と同程度の障害がある方

- （※1）「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、一般的に、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。
（※2）「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。
なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

◆「寡婦・ひとり親」とは

配偶者と死別（法令上、生死が明らかでない場合（生死不明）を含む。）や離婚した後に婚姻をしていない、または未婚で現に婚姻をしていないときに下表に該当する方は、申告書に○印をつけてください。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	死別・生死不明・離婚・未婚の別	区分
500万円以下（※1）	男性	年間所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子がいる（※2）	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	年間所得の見積額が48万円以下の生計を一にする子がいる（※2）	死別・離婚・生死不明・未婚	
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	

- （※1）500万円を超える所得がある方は対象になりません。
（※2）「子」は、他の方の控除対象となる配偶者（同一生計配偶者）または扶養親族とされていない方に限られます。
（※3）住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

Ⅱ 年齢の算出方法

◆年齢は、令和3年12月31日に、何歳になっているかで判断してください。

参考「70歳以上」＝昭和27年1月1日以前に生まれた方
「65歳以上」＝昭和32年1月1日以前に生まれた方
「19歳以上23歳未満」＝平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方
「16歳未満」＝平成18年1月2日以後に生まれた方

Ⅲ 所得金額の見積額の計算方法

所得金額の見積額とは、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。
詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
（※障害年金、遺族年金等は、非課税所得のため所得には含みません。）

◆収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

◆公的年金等控除額は、年齢、年金額及び年金額以外の所得金額により異なります。
所得が年金のみ、または年金以外の所得が年間1,000万円以下の場合は下表になります。

65歳以上		65歳未満	
年金額（A）	公的年金等控除額	年金額（A）	公的年金等控除額
330万円以下	110万円	130万円以下	60万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	1,000万円超	195万5,000円

◆公的年金以外の収入がある場合には、以下の計算方法により所得金額をもとめます。

利子所得	利子収入金額と同額	譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	退職所得	（収入金額－退職所得控除額）× 1/2（※）
不動産所得	総収入金額－必要経費	山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費	一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
給与所得	給与の収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額	雑所得	公的年金等以外…総収入金額－必要経費

（※）特定役員退職手当の場合は、「収入金額－退職所得控除額」